

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 305.7 ha	中原区井田 2 丁目地内において、箇所番号 2 4 を廃止する。 中原区井田 2 丁目地内において、箇所番号 2 5 を廃止する。 中原区井田杉山町地内において、箇所番号 4 1 を廃止する。 中原区下小田中 2 丁目地内において、箇所番号 8 6 を廃止する。 中原区宮内 1 丁目地内において、箇所番号 1 3 6 を廃止する。 中原区宮内 2 丁目地内において、箇所番号 1 4 2 を廃止する。 高津区上作延地内において、箇所番号 4 9 を廃止する。 高津区北見方 1 丁目地内において、箇所番号 7 9 を廃止する。 高津区下作延 4 丁目地内において、箇所番号 1 1 3 を廃止する。 高津区諏訪 3 丁目地内において、箇所番号 1 2 9 を廃止する。 高津区向ヶ丘地内において、箇所番号 1 5 1 を廃止する。 高津区久末地内において、箇所番号 2 6 5 を廃止する。 高津区下野毛 1 丁目地内において、箇所番号 3 1 7 を廃止する。 高津区末長地内において、箇所番号 3 3 6 を廃止する。 高津区末長地内において、箇所番号 3 4 9 を廃止する。 宮前区有馬 4 丁目地内において、箇所番号 2 0 を廃止する。 宮前区有馬 5 丁目地内において、箇所番号 4 3 を廃止する。 宮前区神木 1 丁目地内において、箇所番号 1 5 9 を廃止する。 宮前区菅生 5 丁目地内において、箇所番号 2 2 7 を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号 3 7 1 を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号 4 0 0 を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号 4 1 9 を廃止する。 宮前区東有馬 2 丁目地内において、箇所番号 5 3 3 を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号 7 6 5 を廃止する。 宮前区野川地内において、箇所番号 7 7 8 を廃止する。 宮前区東有馬 1 丁目地内において、箇所番号 7 8 6 を廃止する。 多摩区中野島 2 丁目地内において、箇所番号 2 8 9 を廃止する。 多摩区中野島 4 丁目地内において、箇所番号 3 1 2 を廃止する。 多摩区中野島 4 丁目地内において、箇所番号 3 1 3 を廃止する。 多摩区柘形 6 丁目地内において、箇所番号 3 8 5 を廃止する。 多摩区柘形 6 丁目地内において、箇所番号 3 8 6 を廃止する。 多摩区中野島 2 丁目地内において、箇所番号 4 9 6 を廃止する。 多摩区中野島 4 丁目地内において、箇所番号 4 9 7 を廃止する。 麻生区王禅寺東 5 丁目地内において、箇所番号 1 6 を廃止する。 麻生区王禅寺東 6 丁目地内において、箇所番号 2 0 を廃止する。 麻生区金程 1 丁目地内において、箇所番号 6 7 を廃止する。

面 積	備 考
約 305.7 ha	麻生区金程3丁目地内において、箇所番号70を廃止する。 麻生区高石4丁目地内において、箇所番号239を廃止する。 麻生区東百合丘1丁目地内において、箇所番号272を廃止する。 麻生区片平3丁目地内において、箇所番号337を廃止する。 中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号167を縮小する。 高津区宇奈根地内において、箇所番号12を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号259を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号297を縮小する。 高津区久末地内において、箇所番号298を縮小する。 高津区上作延地内において、箇所番号356を縮小する。 宮前区神木2丁目地内において、箇所番号165を縮小する。 宮前区平4丁目地内において、箇所番号259を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号395を縮小する。 宮前区野川地内において、箇所番号399を縮小する。 宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号532を縮小する。 宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号537を縮小する。 宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号602を縮小する。 宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号623を縮小する。 宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号702を縮小する。 多摩区枳形6丁目地内において、箇所番号384を縮小する。 麻生区王禅寺西7丁目地内において、箇所番号10を縮小する。 麻生区向原3丁目地内において、箇所番号327を縮小する。 麻生区王禅寺東6丁目地内において、箇所番号347を縮小する。 多摩区菅稲田堤3丁目地内において、箇所番号471を拡大及び縮小する。 中原区下小田中3丁目地内において、箇所番号95を拡大する。 宮前区有馬4丁目地内において、箇所番号649を拡大する。 多摩区菅北浦2丁目地内において、箇所番号137を拡大する。 多摩区宿河原5丁目地内において、箇所番号442を拡大する。 多摩区登戸地内において、箇所番号481を拡大する。 多摩区登戸地内において、箇所番号567を拡大する。 宮前区有馬8丁目地内において、箇所番号787を追加する。 多摩区菅北浦1丁目地内において、箇所番号571を追加する。 多摩区菅5丁目地内において、箇所番号572を追加する。 麻生区東百合丘2丁目地内において、箇所番号442を追加する。 麻生区細山1丁目地内において、箇所番号443を追加する。 麻生区下麻生2丁目地内において、箇所番号444を追加する。
	合計箇所数 1,940

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成２０年３月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、道路や緑地などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。